

第533回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年7月29日（金）9時00分～10時30分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 北村委員、徳田委員、西本委員、花原委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山本労働局長、高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐、田中労働基準監督官

4 議事

- (1) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- (2) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (3) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 第56期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (3) 鳥取県最低賃金の改定に係わる意見
- (4) 令和4年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取の実施結果（令和4年7月25日現在）
- (5) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (6) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移
- (7) 求人票に記載された賃金額資料

- (8) 毎月勤労統計調査（きまって支給する給与関係時系列表・所定内給与関係時系列表 平均月間総実労働時間、平均月間所定内労働時間 全国・鳥取県）
 - (9) 毎月勤労統計調査（平均月間総実労働時間、平均月間所定内労働時間 全国・鳥取県）
 - (10) 令和4年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
 - (11) 鳥取県の経済動向（令和4年7月号）（鳥取県）
 - (12) 鳥取県の経済動向（R4.1～R4.7）、鳥取県内の経済情勢（R4.1、R4.4）
 - (13) 山陰の金融経済動向（日本銀行 松江支店 2022.7.1）
 - (14) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2022年6月調査）（日本銀行松江支店）
 - (15) 消費者物価指数の推移（鳥取市）
 - (16) 令和4年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況
 - (17) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書
 - (18) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書
- 参考資料---
- (19) 第533回鳥取地方最低賃金審議会における委員からの追加要望資料 令和3年度鳥取県最低賃金の改正決定（答申）要望事項への取組について
 - (20) 資料 鳥取県費目別生計費の訂正について（第532回鳥取地方最低賃金審議会資料）

机上配付資料

- 1. 令和4年度第2回目安に関する小委員会配付資料
- 2. 令和4年度第3回目安に関する小委員会配付資料
- 3. 令和4年度第4回目安に関する小委員会配付資料

委員提出資料

- 1. 使用者側委員提出資料

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第533回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する植木委員が欠席となっております。現時点で15名の委員のうち14名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

また、令和4年6月16日付けで退任された平木委員に代わり、使用者側委員として新しく就任されました委員を御紹介いたします。北村一行委員です。

○北村委員 初めまして。鳥取県商工会連合会副会長の北村といたします。最低賃金審議会委員は初めてですので、委員の皆様の御指導を受けながら、業務を遂行していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、これより先の審議会の進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 おはようございます。では、早速、議事に入りたいと思っております。

議事に入ります前に、本日の審議会においては、当初は令和4年度の地域別最低賃金改定の目安について、事務局から御報告していただく予定でしたが、現時点で目安に関する小委員会において、目安についての審議は継続中という状況になっております。後ほど議事の中で、事務局から中央最低賃金審議会の審議経過及び今後の鳥取地方最低賃金審議会の進め方等について御説明いただくことにしております。

では、議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、意見が提出されたということですので、事務局から報告をお願いします。

○片山賃金室長 報告させていただきます。

最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和4年7月4日に、鳥取県最低賃金の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行いましたところ、1団体から意見が提出されました。

資料5ページの資料ナンバー3をご覧ください。これが団体の意見書です。意見内容を

説明させていただきます。

大きく三つありまして、まず、1番目は、低過ぎる最低賃金、最低賃金1,500円以上の実現を、ということです。中段ほどにあります、全国25都道府県で4万5,000人を超える人たちの協力で取り組んできた最低生計費試算調査によると、全国どこでも月額24万円・時間給1,500円以上必要との結果が示されており、鳥取県最低賃金は低く、全国一律1,500円以上というのは決して高過ぎる数字ではないという説明がされています。

それから、2番目、地域間格差の問題、全国一律制度の実現を、ということで、2021年の改定では、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円と221円もの格差があり、2006年の109円から2021年には221円と格差は2倍以上に広がっている。次のページの最後の方ですが、最低賃金に地域間格差を設けた結果、最低賃金が低い地方では、労働者が都市部へ流出する要因になっており、その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊している。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっており、こうした実態を改善するには、格差はなくすように制度を改正することが必要であるということが書かれています。

それから、3番目、中小企業支援策の抜本的な強化を、ということで、中小企業支援が脆弱である。日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いており、中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていない。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められ、最低賃金の引上げには、中小企業に対する支援策の抜本的な強化が求められるということが書かれています。

詳しい内容につきましては、全文をお読みいただければと思います。

続きまして、第532回鳥取地方最低賃金審議会において御審議いただきました書面による意見聴取の実施結果について、資料ナンバー4を説明させていただきます。

〔資料説明〕

なお、これらの基になりました意見そのものの詳細は、皆様方のお手元に委員限りということで別途配付しております。委員限りとしましたのは、意見内容にはプライバシーに関わるものが含まれていることからの配慮ということです。

意見聴取結果についての御報告は以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、ただ今の説明について、何か御意見、御質

問等がありますでしょうか。

○米原委員 ただ今、御説明いただいた意見聴取の件ですが、道路旅客運送業のうちのタクシー業の、特に労働者の回収率が8.3%ということで、異常に低いです。資料11ページの下のところを見ると、労働者1名のみのお返事ということなのですが、何でこんなに低いのでしょうか。回収率がこんなに低いと余り参考にならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○片山賃金室長 タクシー事業者につきまして、労働者については督促が直接にはできないものですから、事業者の方にお願いと形では進めておりましたが、どうしても提出がなかったということがございます。確かに回答人数が1名ですと、参考とすることが難しいとは思っておりますが、申し訳ございませんが、収集できなかったというのが実情です。

○米原委員 はい、分かりました。

○佐藤会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○石川委員 この意見聴取について、この会議をやっている間に後から回答をお送りいただいた場合などに、結果報告の追加あるいは改定ということはあるのでしょうか。

○片山賃金室長 今回の資料でお示ししているもの以外に提出がありましたら、次回の専門部会等で追加報告したいと思っております。

○石川委員 タクシー業のほかに、宿泊業、飲食サービス業の規模が大きめのところの労働者の回収率も低く、1名しか回答いただけておりません。多分この業種はコロナで影響を受けているところかと思っておりますので、もし追加があれば知りたいと思っております。よろしくお願いたします。

○片山賃金室長 はい、分かりました。

○佐藤会長 ありがとうございます。ほかにありますか。

(なし)

○佐藤会長 毎年、こうした貴重な御意見を頂き、私どもも真摯にこれらを読んで検討させていただいた上で議論に臨んでいるところです。金額審議の中でも、これらの意見について触れることもあろうかと思っております。その都度、各委員の御意見等を伺っていきたく思いますので、よろしくお願いたします。

では、審議を進めます。

議事の2番目です。最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局から最低賃金に

関する基礎調査の結果、その他資料についての説明をお願いします。

○片山賃金室長 まず、最低賃金に関する基礎調査結果、それから、本日配付させていただきました目安に関する小委員会の第2回から第4回の資料について、報告などをさせていただきます。

〔資料説明〕

続きまして、第532回鳥取地方最低賃金審議会において、西本委員から御要望がありました事項につきまして説明させていただきます。

資料121ページ、資料ナンバー19を御覧ください。第532回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、西本委員から、令和3年度鳥取県最低賃金の改正決定（答申）に対する要望事項への事務局の取組はどうかという御質問がありました。令和3年度答申における要望事項としましては121ページの囲みの部分に記載されているとおりで、政府への要望事項2点、中央最低賃金審議会への要望事項2点となっています。これに対しまして、鳥取労働局としましては、それぞれ次の対応を行っています。

まず、政府への要望事項に係る対応としまして、一つ目は、中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた取組ということで、働き方改革サポートオフィス鳥取による相談支援事業を進めています。これは、賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うと共に、収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業で、令和元年度には12件、令和2年度が11件のところ、令和3年度は37件となっています。

続きまして、業務改善助成金事業を行っています。これは設備投資などを行って生産性を高め、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度ですが、同じように表にしてまとめています。令和元年度の交付決定件数が4件、交付決定金額が、資料に記載の数字は桁のところが違いまして、186万4,000円です。0が一つ多いのと、桁を修正していただければと思います。大変失礼いたしました。令和2年度の交付決定件数が10件で交付決定金額が907万2,000円。令和3年度の交付決定件数が52件で交付決定金額が4,056万円となっています。

引き続きまして、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに基づく労働局の取組を御紹介します。中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境の整備を図ることを目的として、以下の取組を行っています。

まず、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備です。労働基準監督署による事業場への監督指導で、労働基準関係法令に基づく賃金支払及び最低賃金の遵守徹底を図ると共に、賃金の引上げについて検討されるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行っています。それから、労働基準監督署からの通報制度の拡充です。労働基準監督署が監督指導した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報しています。

政府への要望事項の二つ目、雇用維持・継続に向けた支援につきましては、まず、雇用調整助成金等の申請・支給決定の対応を行っています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成する制度で、令和4年5月20日時点におきまして、その表にありますとおり対応しています。

それから、もう一つ、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援を行っています。小学校休業等対応助成金ですね。これは、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して賃金全額支給の有給休暇を取得させた事業主を支援する制度ですが、令和4年6月17日時点におきまして、申請件数1,318件、支給決定件数が284件、支給決定金額1,863万7,416円となっています。

続きまして、中央最低賃金審議会への要望事項につきましては、令和3年8月10日に、厚生労働省労働基準局賃金課に対して、令和3年度鳥取県最低賃金の改正決定（答申）要望事項を報告しています。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。非常にたくさん資料があるところですがけれども、ただ今の御説明につきまして、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

○河村委員 毎回、たくさんの資料の御提供ありがとうございます。

本資料23ページ、最低賃金に関する基礎調査の概要についてです。毎年、私から発言させていただいているように思うのですが今回、656事業所で回答があり、最終的に復元した労働者数が8万3,650人ということだと思っておりますけれども、この調査は、中小の、しかも労働者の人数が30人未満であるなど、比較的賃金が高い労働者を対象に行っている調査だと思います。復元をするときに、正規分布していればそれなりの数字が出

てくると思うのですが、恐らくどちらかに偏った状態での分布になっていると思われるのですね。そうすると、例えば未満率の部分ですとか、本当にその分布が正しいのか疑いたくなってきます。復元した人数が8万3,650人ということですがけれども、元の人数、実際に生データとして仕入れられた人数が分かれば教えていただきたいです。それと、最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる事業所も調査対象には入っているのかも教えていただければと思います。

○片山賃金室長 元の人数は5,563人です。また、最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる事業所も調査対象に入っています。

○河村委員 ということは、最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者も復元されているという認識でよろしいですかね。

○片山賃金室長 はい、そうです。

○西本委員 事務局から前回の宿題の御回答を頂きまして、誠にありがとうございました。

私の資料、「西本委員から提出された資料」ということでまとめてみました。あくまでもこれはPDCAのC、チェックまでということです。

まずは、政府への要望事項である生産性向上の支援と取引条件の改善ですが、資料につきましては右側に記載のとおり、インターネット上から得られる公的な資料ですので、後で見ただけでしたらと思います。

生産性向上の支援につきましては、助成金について先ほど御説明があったとおり、本年度52件ということで、前年度比5倍と、比較評価するものはなかったのですが、目安Dランク内でも遜色のない取組状況というのは確認しました。それから、熊本・大分はかなり多かったのですが、52件というのはそんなに悪くない数字だと思います。

ただ、一方で、もう一つ資料がありまして、参考資料ナンバー1、「委員からの追加要望資料」と書かれている資料の2ページですが、補正予算の成立時期が遅くて、補正予算額のほとんどである約120億円が次年度繰越しとなったということでした。

それから、6月17日、事業場視察の意見交換で業務改善助成金の助成対象の拡充という意見がありました。

もう一つ、当協会のヒアリングで、ものづくり補助金、助成金以外の補助金についても、生産設備の近代化等と平仄して、次世代人材の調達を図りたいがなかなか採択されない、成長分野優先ではないのかという意見もございました。ここの記述につきまして、私がかなり意識しましたので、その辺は御了承ください。

それから、取引条件の改善につきまして、中小企業庁の「価格交渉促進月間（2022年3月）フォローアップ調査の結果について」によりますと、多くの事業者においてコストが上昇する中、価格転嫁が厳しい状況であるということです。直近6か月間の全般的なコスト上昇分のうち、価格転嫁できたのは3割から1割程度であるとの回答が最も多く、次いで0割との回答が多いです。全く価格転嫁できていないとする回答が約2割、ここにも2割8割の理論が生きているというところでした。

それから、価格転嫁できた割合をコスト要素別に見ると、原材料価格は比較的価格転嫁が進んでいる一方で、労務費とエネルギーコストは価格転嫁が厳しいというのが今の状況だということでした。このコスト要素別の評価の特徴というのは、当協会のヒアリングや事業場視察でも確認ができたと思っております。

ということで、簡単な評価は「△」にしていますが、政府としては予算を積むことまでしかできないのでしょうかけれども、若干スピード感の不足と支援が隅々まで行き渡っていないということを感じました。

それから、もう一つは、事業継続・雇用維持のための思い切った支援についてです。中小企業庁の中小企業政策審議会、金融小委員会の中間取りまとめの資料なのですが、2021年の倒産件数は、1964年以来、57年振りの低水準となったということです。下の方にコメントがありますが、この政府の②は、休廃業を考慮していないということで、東京商工リサーチによれば、依然、休廃業は高水準であるということです。様々な分析において、今回の金融支援をはじめとする各種の政府支援による支援効果とされているということです。

それから、もう一つは、内閣府の経済白書を引用されていましたが、これによれば、これまで実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資や、雇用者一人当たり月額33万円を上限とする雇用調整助成金などにより、倒産件数は過去50年間で最も低い水準で推移しており、ポイントがここなのですが、失業率換算で2%から3%と見込まれる雇用維持の効果があつたと評価されているということです。昨年議事録の中で、ある委員が正味の失業率は5%前後ではないかというお話があつたのですが、それが意味証明されたのではないかと思います。

その一方で、経済産業省は、この「ウィズコロナ・ポストコロナの間接金融のあり方について」の中で、過剰債務の問題、それから、厚生労働省では雇用保険積立金の枯渇の問題、こういうことを今、プロジェクトチームを立ち上げて、出口戦略の検討を始められて

います。そういう現状認識までですが、評価としては「○」で、ここについては絶大な効果があったと私は評価しております。

中央最低賃金審議会への要望については、今、中央最低賃金審議会でも一生懸命根拠のある目安を示そうと、それから、全会一致でやろうという意思是伝わっており、審議が延びているということを経済等でも承知しておりますので、静かに見守りたいというところ。以上で終わります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○河村委員 資料ナンバー19の122ページのところに関連してですが、例えば、先ほど西本委員からお話があった価格転嫁の関係について、下請Gメンの取組というのは恐らくされていると思うのですけれども、もし県内での取組状況がお分かりでしたら、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○高橋労働基準部長 県内での下請Gメンの取組状況は把握していませんが、労働基準監督署が下請等の中小企業に対し監督指導を行った際に、下請振興法の「振興基準」等を説明しているところですが、今のところ、しわ寄せや買ったたきが疑われるという事案は把握していない状況です。今後も、監督指導や集団指導など、あらゆる機会を通じて、適正な価格転嫁に係る取組を行います。

○河村委員 ありがとうございます。

実態として、恐らく買ったたきが指摘される事案がないというのは、見えていない、隠れている状況ではなからうかと思っておりますし、もう一つ、パートナーシップ構築宣言もあるかと思えます。この部分は、残念ながら、鳥取県内、少し上がっているかもしれませんが、私が確認した時点では23件、23社ということで、まだ他県と比べても低い状況です。この価格転嫁の問題は、非常に大きな問題だと思っておりますので、是非このPRを強化していただいて、事業所の方に周知いただくことの再度徹底をお願いしたいと思えます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。

○高橋労働基準部長 西本委員から提出されました資料につきまして、分析していただいております。生産性向上の支援の中で、業務改善助成金を少し説明させていただきます。

西本委員から提出されました資料の「2021年度の要望事項の現状認識について」の生産性向上の支援の現状認識における3点目に、補正予算の成立時期が遅く、約120億

円が次年度繰越しとなったと記載がありますが、参考資料ナンバー1の2ページ目、「業務改善助成金の執行状況」で、令和3年度の補正予算額のところに、事業費を含めた金額で約135億円、業務改善助成金単独で約129億円という記載がありますが、業務改善助成金の特例コースが新設されました。内容は、コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円引き上げた場合に特例的に範囲を拡大するというコロナの影響により売上高等が減少した事業場への特例コースです。特例コースができたのが令和4年1月13日なので、補正予算額の約135億円が1月中に予算措置されたので、執行が追いつかず次年度に繰り越したという状況になっています。西本委員が記載されたように、補正予算の成立時期が令和4年1月と遅くなったことが要因と考えています。

また、目安Dランク内で遜色のない取組状況を確認したとのことですが、熊本県や大分県は業務改善助成金の請求件数が多いです。県内の中小企業事業主の方に業務改善助成金の存在を知っていただくことが重要であり、熊本県や大分県がどのような方法で周知を行っているかを確認して、鳥取労働局の取組に生かしたいと思います。

○西本委員 ありがとうございます。分かりました。

いずれにしても、国の方には使いやすいお金を早く、スピード感を持って積んでいただくことまでしか要望できません。その後は我々団体や民間でどのようにそれを周知し、隅々まで展開するかというところだと思いますので、引き続きいろいろとよろしく願います。

○花原委員 今、失われた30年という形で、この30年間、GDPもほとんど変わらないという状況になっています。僕の個人的な意見ですが、政府も困れば補助金、支援金という形で対応されていますが、本当に補助金、支援金だけでいいのかということも考えられると思うのですよ。一般の国民から見れば、例えば消費税が3%、5%、8%、10%と段階的に上がってきた段階で、消費税も減額できないのかという考えもありかなと思っています。それから、ガソリン代も今、170円を超えたという状況で、そのうち53円くらいガソリン税が占めていますので、その辺の減額も考えながら議論をやっていく必要性はあると思っています。ただ、最終的に言わんとするのは、国のかじ取りが間違っただけで全然日本が動いていないということです。昔、産業の空洞化と言われて、例えば中国、東南アジアに日本の企業がどんどん出ていきました。GDPも全く関与されていないので、仮に進出した企業が全部国内に帰ってくれば、雇用が生まれるということが当然あること

だと思しますので、その辺の国策としての日本の考え方も踏まえて最低賃金の議論をやっ
ていきたいと思っています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、その他、御意見ありますでしょうか。

○山本労働局長 先ほどの河村委員のパートナーシップ宣言、それから価格転嫁、この辺
り受け止めをしました。政府のパッケージの取組として、既に御案内のとおり、中小企業
の賃上げの原資を確保できるようにという文脈で、取引事業者全体のパートナーシップを、
言わば旗印にして、コスト上昇分を価値、価格、価値創造のために適切に転嫁できるよう
な、環境作りをするための取組も進んでおりますので、いろいろ各関係省庁ともよく連携
していきたいと思っています。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、ほかに御意見、御質問等がありますか。
なければ先に進ませていただきます。

それでは、事務局から、第532回鳥取地方最低賃金審議会で配付されました資料の訂
正について説明をお願いいたします。

○高橋労働基準部長 本資料125ページを御覧いただければと思います。

125ページの訂正前の鳥取県費目別・世帯人員別標準生計費ですが、こちらは前回の
審議会上に提出した資料で、鳥取県の標準生計費を示した資料です。裏面126ページを御
覧いただきますと、「費目別標準生計費（鳥取県）」と記載してあり、色を付けた欄に、
赤字で数字を入れています。こちらの令和3年の一番右の欄の負担費修正値また、一番下
の欄の5年平均（平成29年～令和3年）の一覧が計算ミスにより数値が誤っていたこと
が発覚しました。原因は、この資料はエクセルデータで作っておりますが、計算機能と入
力のミスが重なって、この色付けした部分について数値が誤っておりました。

資料127ページ、128ページに修正後の資料を付けました。資料128ページの
「費目別標準生計費（鳥取県）」の色付けした数値が正しい数値ですので、訂正いたしま
す。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明について、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。毎回、事
務局には大変詳細な資料等を作ってください、私たちもそれを参考に審議をしているとこ
ろであります。毎回、作っていただいて感謝しているところなのですが、審議と関係する
ので、数値の方は今後も精査していただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

では、議事の方、進めさせていただきます。

3番目、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてです。これについて諮問がありますが、その前に、改正の申出があった特定最低賃金について、事務局から申出状況等の報告をお願いします。

○片山賃金室長 資料109ページの資料ナンバー16を御覧ください。これは、申出内容を一覽にしたものです。現在、鳥取県においては2件の特定最低賃金が設定されていますが、本年度、改正の申出がありました鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び鳥取県各種商品小売業最低賃金について御説明させていただきます。

2件とも申出の内容は、労働協約ケースです。最低賃金決定要覧210ページを御覧ください。新産業別最低賃金の運用方針ですが、労働協約ケースについては、1の(1)のロ、(イ)の要件です。一定の地域内の事業所、つまり、鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、2以上の労働協約による場合は、この当事者である労働組合等の全部の合意により行われる申出であることとされております。

それぞれの申出につきましては、資料111ページの資料ナンバー17及び資料117ページの資料ナンバー18です。

なお、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る申出書において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額902円と記載されています。また、鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る申出書において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額830円と記載されてございます。こちらにつきまして、事務局において審査しましたところ、2件ともそれぞれの申出書には必要事項が記載され、必要な疎明資料の添付があり、いずれも申出要件を満たしているものと認められ、正式に受理したものです。

以上のとおり、申出がありますので、本日、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問することといたしました。よろしく願いいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か意見、質問等がありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、質問がないようですので、諮問をお願いいたします。

[局長から会長へ諮問文手交]

○佐藤会長 では、諮問文の読上げをお願いします。

○片山賃金室長 諮問文を読み上げます。

鳥労発基0729第1号、令和4年7月29日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、山本浩司。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和4年7月14日付けをもって、申出代表者、UAゼンセン鳥取県支部支部長、北畑仁史から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

もう一つ読み上げます。

鳥労発基0729第2号、令和4年7月29日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、山本浩司。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和4年7月25日付けをもって、申出代表者、電機連合鳥取地域協議会議長、笈憲之介から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

以上のように、山本労働局長より諮問文を頂きましたので、今後の審議会において、改正決定の必要性について審議していきたいと思っております。では、この点について、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

（意見なし）

○佐藤会長 それでは、先に進めさせていただきます。

議事の4番目、その他について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 2点、御説明いたします。

まず、1点目といたしまして、本年度の鳥取県最低賃金専門部会委員ですが、該当の方には既に御案内をしておりますが、本年7月26日付けで資料3ページの資料ナンバー2

の名簿に記載の方を専門部会委員として任命いたしました。第1回鳥取県最低賃金専門部会は本審議会終了後、休憩を挟みまして、11時からこの会場にて開催いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

2点目としまして、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安の報告について説明させていただきます。冒頭、佐藤会長から御説明がありましたが、当初、本日の審議会において、事務局から中央最低賃金審議会が示す令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について御報告させていただく予定でしたが、現在、中央最低賃金審議会の審議経過といたしましては、令和4年7月25日に開催されました第4回目安に関する小委員会において、公労・公使で個別に御意見を伺いながら鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあるため結論に至りませんでした。今年度の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における審議の進め方に関しては、1、昨年度の審議会においては異例の採決となり、その後の審議の総括においても、労使双方がやむなしという段階に至るまで、十分な審議を尽くせるよう最大限努力するとしたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること、2、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとしてほしいとの意見が労使から出ている状況であることといったことから、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要であるとされたところです。

鳥取地方最低賃金審議会では、従来、本審において、中央最低賃金審議会が示す地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から報告しておりますが、いつ中央最低賃金審議会から目安が示されるのか未定です。改めて目安を報告するために本審開催を複数日セットすることは困難と考えるため、今年度に限り、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安を専門部会で報告させていただき、また、専門部会委員以外の委員の皆様には、別途、事務局から、訪問の上、御説明させていただき、若しくは、メールにて中央最低賃金審議会の答申、目安小委員会報告などの関係書類を送付させていただきことを提案させていただきます。

また、今後の鳥取地方最低賃金審議会（答申、異議審）につきましては、中央最低賃金審議会の審議日程が未確定のため、現時点では、審議日程をお示しすることができません。中央最低賃金審議会の審議日程等が示されましたら、委員の皆様から御提出いただきました日程調整表に基づきまして、早急に御連絡いたします。御多忙の中、大変恐縮ですが、諸事情を御賢察いただき、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

例年ですと、本審で目安伝達という形で地域別最低賃金額改定の目安の報告をさせていただいていますが、本年度の中央最低賃金審議会の審議状況を踏まえまして、目安が示された後に改めて本審を開催するということはせずに、専門部会で目安を報告し、専門部会委員以外の委員に対しましては個別調整の上、報告させていただくという提案がされましたが、いかがでしょうか。

○河村委員 御提案いただきましたことについて、おおむね了と考えておりますけれども、一言申し添えたいと思っています。

今回、厚生労働大臣から政府方針に配慮をした審議をしっかりとやるということまで諮問が出され、それを基に、また、先ほど言われたように、昨年の議論の反省も踏まえながら丁寧な議論をしているということで、中央最低賃金審議会の皆様方には、そういった意味では敬意を表したいと思っております。

ただ、一方で、我々としては10月1日発効を目指して地方の最低賃金審議会での審議を行ってきました。それは、カレンダー等、地方の審議会の審議状況によっては、日程の後倒しはあり得る話でありますけれども、中央最低賃金審議会から目安が示されないがゆえに発効日が遅れるという、地方の最低賃金審議会の審議に日程的な影響を及ぼすことはいかなるものかと思えます。今年度はもう既に進行中でありますので、どうこうということとは申し上げませんが、来年度以降、そういったことがないように、昨年は国民的な大きなイベントがあったからかもしれませんが、1週間前倒しで審議ができたわけですから、今年度も本来であれば、前倒しの審議が必要ではなかったかと思っております。そういったところを厚生労働省に申し送りいただければと思います。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。

○花原委員 数年前に目安が示されなかった年がありました。僕はひょっとして今年もそうなのではないかと思っていたのですが、実際に目安の根拠を示すことができるのかということも不安に思っています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、本年度限りですが、目安については、事務局から提案していただいた方法で伝達するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 では、今年度に限り、事務局から提案していただいた方法で目安の報告をすることとさせていただきたいと思えます。

なお、中央最低賃金審議会の審議日程等が示されましたら、専門部会を含めて速やかに

審議日程等を調整していただき、委員の皆様にご連絡していただきますようお願いいたします。では、そのほか何かありますでしょうか。

○片山貸金室長 この後、休憩を挟みまして、引き続き第1回鳥取県最低貸金専門部会を開催いたします。専門部会委員の皆様はよろしく願いたします。以上です。

○佐藤会長 では、異例の目安の伝達なしということになりましたが、本日の審議会はこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。